平成２３年（フ）第２８号
富山県下新川郡朝日町泊151番地
破産者　草山　弘美
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２０９号
岐阜県海津市南濃町太田84番地、申立時の住所岐阜県不破郡垂井町府中203番地の４
破産者　高木　広征（旧姓泊）
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
岐阜県大垣市昼飯町244番地　ルーブル昼飯102号
破産者　澤村　文敏
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
静岡県浜松市中区和合町120番地の１　ドミール深谷Ｂ106、前住所静岡県浜松市中区和合町315番地の1431
破産者　山本　數則
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
愛知県豊橋市富士見台４丁目15番地７　Ｆ－202
破産者　佐藤　享史
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６６４号
京都市山科区西野小柳町83番地　ルネスパレス西野404
破産者　井川　泰男
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６５号
京都市伏見区醍醐廻り戸町５番地５　和光ハイツ104号
破産者　井川　辰子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
奈良市都祁白石町364番地
破産者　今谷もも代
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
高知県幡多郡黒潮町佐賀1671番地２
破産者　森田　秋広
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第６７号
長崎県長崎市恵美須町２番５号　サンロイヤルⅢ1102号室、旧住所長崎県長崎市万才町１番３号　万才コーポ501号
破産者　永松　宜子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
熊本市健軍本町28番28―801号
破産者　菅原　孝文
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３０３号
熊本県合志市須屋1368番地６
破産者　田頭　　学
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３６号
熊本市城南町東阿高1284番地20
破産者　西村　鈴代
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９８号
熊本県八代市千丁町太牟田2466番地１
破産者　中村　晶子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６８０号
大分市大字津守294番地
破産者　難波　節子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８７号
大分県別府市大字鉄輪843番地の８
破産者　亀井　　正
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１６９号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2247番地28
破産者　川口　弘子
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５８９号
栃木県宇都宮市台新田１丁目８番10号
破産者　菊地　弘子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１１号
栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘16番地23
破産者　高松　　彩
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２６号
栃木県宇都宮市野沢町441番地23
破産者　三嶋惠和子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係